

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十六号）第四十四条第一項の規定により、令和二年三月三日付けで公告した令和二年度前期技能検定の実施について、受検申請の受付期間を延長したので次のとおり公告します。

令和二年四月十六日

奈良県知事 荒井正吾

令和二年三月三日付けで公告した令和二年度前期技能検定の実施三の三の(一)中「同月十七日(金)」を「同月二十七日(月)」に、三の三の(二)中「同月十七日(金)」を「同月二十七日(月)」に、「令和二年四月十七日」を「令和二年四月二十七日」に改める。